



公益社団法人

日本水産資源保護協会

CONTENTS

季報

2013年 夏 通巻537

第6巻 第2号

◆理事会及び総会の概要	3	◆平成25年度国産水産物流通促進事業の ご紹介	8
◆会議の報告等	7	◆お知らせ	10
水産資源保護啓発研究事業			

「串本食品株式会社」がマリン・エコラベル・ジャパンの流通加工段階認証を取得 2

「有限会社コクヨー」がマリン・エコラベル・ジャパンの流通加工段階認証を取得 11



(株) 東急百貨店札幌店の開店40周年記念で、同店と(株) 北海道北辰が共同企画した促進販売の目玉商品の一つとして、マリン・エコラベル・ジャパン (MEL ジャパン) の認証マークが付いたオホーツク海産活・鮮魚が6月13日売場に登場しました。販売されたのは生産段階認証取得の藤本漁業部が漁獲したマガレイ、スナガレイ、ヤリイカ、カスベなどで、道内の小売店でMEL ジャパン認証商品が並ぶのは初めてのことです。



串本食品株式会社が マリン・エコラベル・ジャパンの 流通加工段階認証を取得

串本食品株式会社がマリン・エコラベル・ジャパンから認証されました。
認証された内容は次のとおりです。

対象者 : 串本食品株式会社
対象者所在地 : 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557
原材料魚種 : カツオ (生産段階認証番号 JFRC A36AC)
流通加工段階 : 冷凍カツオ加工品の製造及び販売
認証番号 : J F R C A 3 6 A C A P
認証有効期間 : 2013年6月6日から2016年6月5日



 串本食品株式会社



加工風景 1 ロイン加工



加工風景 3 焼き上がり真空パック



加工風景 2 ワラ焼きの工程



紀州備長炭を使った炭焼き、ワラ焼きの香ばしさと地元産のゆずをふんだんに使ったゆずタレのハーモニー

マリン・エコラベル・ジャパン (MEL ジャパン) は、水産資源と海にやさしい漁業を応援する制度として2007年12月に発足しました。この制度は、資源と生態系の保護に積極的に取り組んでいる漁業を認証し、その製品に水産エコラベルをつけることにより、このような漁業を奨励・促進する制度です。当協会は MEL ジャパンの審査機関です。認証取得についてのお問い合わせは、事業部までお願ひいたします。

理 事 会 及 び 総 会 の 概 要

平成 25 年度第 1 回理事会

1. 開会の日時：平成 25 年 6 月 21 日（金）14：00～
14：45

2. 場所：東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番 12 号
コーポビル 6 階第 5 会議室

3. 開会及び挨拶、来賓紹介

事務局が開会を宣言した後、川本会長が挨拶し、来賓として保科正樹 水産庁増殖推進部栽培養殖課長の出席をいただいた旨を紹介した。

4. 出席理事数・監事数の報告

事務局から出席理事は 6 名であり、定款に定める定足数を満たしており、理事会は有効に成立している旨と、監事 2 名の出席を報告した。

5. 議事の概要

(1) 定款の定めに従い、川本会長が議長となり、会長及び出席した監事を議事録署名人とした。

(2) 議事

第 1 号議案 第 1 回定期総会に付議すべき事項について

1) 平成 24 年度事業報告及び決算報告

議長が、「第 1 号議案 (1) 平成 24 年度事業報告及び決算報告」を上程、下村専務理事に説明を求めた。

下村専務理事が、資料に基づき詳細に説明を行った。

議長から上記の説明に対しての意見、質問を求めたところ、特に発言はなかった。議長が本件について諮ったところ、全会一致で総会に付議することが承認された。

2) 役員選任の件

議長が、「第 1 号議案 (2) 役員選任の件」を上程、下村専務理事に説明を求めた。

下村専務理事が「役員のうち理事の任期は 2 年となっており、定款の規定により現在の理事 10 名は平成 25 年 6 月

21 日の第 1 回定期総会の終結と同時に任期満了し、退任することになるため、その改選の必要がある」と述べた。

議長が、事務局に選任の案があるかと尋ねたのに対し、下村専務理事が、総会で選任が承認されることを条件とした就任承諾書が提出されている、9 名の理事候補を提示した。

議長が本件について事務局案を諮ったところ、異議なく、全会一致で総会に付議することが承認された。

3) 平成 26 年度会費賦課額及び徴収方法決定の件

議長が、「第 1 号議案 (3) 平成 26 年度会費賦課額及び徴収方法決定の件」を上程、下村専務理事に説明を求めた。

下村専務理事が、資料に基づき説明を行った。

議長から上記の説明に対しての意見、質問を求めたところ、特に発言はなかった。議長が、本件について諮ったところ、全会一致で総会に付議することが承認された。

4) 平成 26 年度役員報酬決定の件

議長が、「第 1 号議案 (4) 平成 26 年度役員報酬決定の件」を上程、下村専務理事に説明を求めた。

下村専務理事が、資料に基づき説明を行った。

議長から上記の説明に対しての意見、質問を求めたところ、特に発言はなかった。議長が、本件について諮ったところ、全会一致で総会に付議することが承認された。

第 2 号議案 平成 25 年度の事業計画の変更及び収支予算変更の件

議長が、「第 2 号議案 平成 25 年度の事業計画の変更及び収支予算変更の件」を上程、下村専務理事に説明を求めた。

下村専務理事から、資料に基づき詳細に

説明を行った。

議長から上記の説明に対しての意見、質問を求めるところ、特に発言はなかった。議長が、本件について諮ったところ、全会一致で承認された。

議長から、本件は理事会承認案件であり、本結果を総会で報告する旨を宣した。

第3号議案 規程の整備について

議長が、「第3号議案 規程の整備について」を上程、下村専務理事に説明を求めた。

下村専務理事から、資料に基づき説明を行った。

議長から上記の説明に対しての意見、質問を求めるところ、特に発言はなかった。議長が、本件について諮ったところ、全会一致で承認された。

議長から、本件は理事会承認案件であり、本結果を総会で報告する旨を宣した。

その他

議長が、その他何かあるかと、問うたのに対し、下村専務理事から「定款 第6章 理事会(招集)第29条第2項「会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、理事会で予め定める順番で理事が招集する」、(議長)第30条第2項「会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、理事会で予め定める順番で理事が議長を務める」とあるので、予めの順番を決めておきたいが如何か」との発言があった。

議長が、上記発言について事務局案があるか問うたところ、下村専務理事が、「会長が欠けたとき又は会長に事故がある時の、招集及び議長に関する予めの順番としては、副会長、専務理事の順番で如何か」と提案した。

議長が、上記の提案について意見、質問を求めるところ、特に発言がなかった。議長が、本件について諮ったところ、全会一致で承認された。

(3) 報告 会長及び専務理事の職務の執行状況の

報告

議長から、職務の執行状況について、下村専務理事に報告を求めた。

下村専務理事が、4月からの職務の執行状況を説明した。会場から意見等を求めたところ、特に発言はなかった。

6. 閉会

議長より閉会を宣した。

第1回定期総会

1. 開会の日時：平成25年6月21日（金）15:00～
15:45

2. 場所：東京都千代田区内神田1丁目1番12号
コーポビル6階第3会議室

3. 開会及び挨拶

事務局が開会を宣言し、川本会長から挨拶、保科正樹 水産庁増殖推進部栽培養殖課長から来賓挨拶があった。

4. 出席正会員数の報告

事務局から正会員数230あり、出席正会員数46、委任状提出正会員数164、合計210で定款に定める定足数を満たしており、総会が有効に成立している旨を報告した。

5. 議事の概要

(1) 議長着席

事務局が定款の規定により議長は会長が務めることを述べ、川本会長が議長席に着いた。

(2) 議事録署名人の選出

議長が、次の2氏を議事録署名人として指名し、会場異議なく了承された。

公益財団法人 海洋生物環境研究所

弓削志郎氏

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

櫻井謙一氏

(3) 議事

ア 第1号議案 平成24年度事業報告及び決算報告

議長が、「第1号議案 平成24年度事

業報告及び決算報告」を上程、下村専務理事に説明を求めた。下村専務理事から資料に基づき詳細に説明がなされた。

議長が監事に監査報告を求めたところ、渥美雅也監事から「監査の結果、内容は適正なものと認めた」との監査報告がなされた。

議長が、第1号議案について意見、質問を求めたところ、特に発言はなかった。議長が、本件について諮ったところ、全会一致で承認された。

イ 第2号議案 役員選任の件

議長が、「第2号議案 役員選任の件」を上程し、下村専務理事に説明を求めた。下村専務理事が、「定款の規定により現在の理事10名は平成25年6月21日の第1回定期総会の終結とともに任期満了し、退任することになるため、この総会で理事を選任する必要がある」と述べた。議長がその選任方法について、事務局に何か案があるかと尋ねたのに対し、下村専務理事が事務局案を提示した。

議長が事務局案により指名された、川本省自(再任)、高橋正征(再任)、下村政雄(再任)、大森敏弘(再任)、坂本一男(再任)、永富洋一(再任)、小林憲(新任)、田添伸(新任)、山崎明人(新任)について、その可否を諮ったところ、全会一致で承認された。

下村専務理事が、予め被選任者から、総会で選任されることを条件とした就任承諾書の提出を受けていることを説明した。

議長は、任期満了により退任となる4名の理事、小坂智規氏、青木雄二氏、清水正夫氏、下山満寛氏に謝辞を述べた。

ウ 第3号議案 平成26年度会費賦課額及び徴収方法決定の件

議長が、「第3号議案 平成26年度

会費賦課額及び徴収方法決定の件」を上程し、下村専務理事に説明を求めた。下村専務理事から資料に基づき説明がなされた。議長から、上記の説明について意見、質問を求めたところ、特に発言はなかった。議長が、本件について諮ったところ、全会一致で承認された。

エ 第4号議案 平成26年度役員報酬決定の件

議長が、「第4号議案 平成26年度役員報酬決定の件」を上程し、下村専務理事に説明を求めた。下村専務理事から資料に基づき説明がなされた。議長から、上記の説明に対し、質問及び意見を求めたところ、特に発言はなかった。議長が、本件について諮ったところ、全会一致で承認された。

オ その他

議長が、「その他」何かあるか、と下村専務理事に尋ねたが、特にない、との事であった。

(4) 報告

議長が、事務局に報告事項を求め、下村専務理事が(1)事業の追加による平成25年度事業計画及び予算の変更が理事会で承認されたこと、(2)規程の整備について、を報告した。

議長から、一同に、他に何か意見等はないかと諮ったところ、特に発言はなかった。

6.閉会

以上により本日予定の議事は全て終了し、川本会長が総会の閉会を宣して、第1回定期総会を終了した。

平成 25 年度第 2 回理事会

1. 開会の日時：平成 25 年 6 月 21 日（金）15：50～
16：00

2. 場所：東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番 12 号
コープビル 6 階第 5 会議室

3. 開会

事務局が開会を宣した。

4. 出席理事数・監事数の報告

事務局から出席理事は 6 名であり、定款に定める定足数を満たしており、理事会は有効に成立している旨と、監事 2 名の出席を報告した。

5. 議事の概要

(1) 議長

互選により川本省自理事が議長に選出された。

(2) 議事

第 1 号議案 会長、副会長及び専務理事の選定に関する件

議長が、今般、任期満了に伴う改選により理事が選任されたので、選任された理事の中から、会長（代表理事）の選定、副会長の選定、専務理事（業務執行理事）の選定をする必要があると説明し、意見を求めたところ、大森敏弘理事から、「会長には川本省自理事、副会長には高橋正征理事、専務理事には下村政雄理事が適任と思う」との意見があった。

議長が、この意見について一同に諮ったところ、異議なく、会長には川本省自理事、副会長には高橋正征理事、専務理事には下村政雄理事が満場一致で選定された。

なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

6. 閉会

議長は、第 2 回理事会の閉会を宣した。

平成 24 年度事業報告及び決算報告ならびに役員名簿については、当協会のホームページ (<http://www.fish-jfrcra.jp/>) をご覧ください。

会議の報告等

水産資源保護啓発研究事業

実施した巡回教室、ブロック研修会の概要は以下のとおり。

巡回教室の開催

回	開催日	派遣依頼機関	開催場所	課題	内 容	講師氏名 (敬称略)
1	7月2日	愛知県	半田市	カモ類の採食特性と食害対策の提案	ノリは栄養的にカモを引きつけやすく、ノリが密集している漁場はカモに利用されやすい。現状では野生生物の食害対策に有効なものはなく、自分たちで捕獲することが重要であるとの解説を受ける	名城大学農学部生物環境科学科 新妻靖章
2	7月12日	熊本県	熊本市	山口県におけるアサリ資源増殖管理の取り組み	被覆網によるアサリ食害防除効果と、網の素材・大きさ、網目の大きさ、保護の有無、放流密度、間引きの影響について解説を受けた。続いて、遊休クルマエビ養殖池でのアサリ種苗生産について紹介があった。	山口県水産研究センター内海研究部 多賀 茂
3	7月23日	群馬県	前橋市	河川湖沼における外来魚対策	外来魚駆除について、①駆除のネットワーク作り、②目標とする駆除の程度、③環境にあった駆除法の選択、④精銳による役割分担型の駆除の必要性、の各ポイントとしてまとめ、解説を受ける。	水産総合研究センター増養殖研究所 片野 修

コンサルタントの派遣

回	開催日	派遣依頼機関	開催場所	課題	内 容	講師氏名 (敬称略)
1	5月15日	広島県	大竹市	ブリ養殖での柑橘類給餌による肉質改善等の取組み、効果について	柑橘類を給餌する場合の具体的方法や販売のための出荷方法等指導を受けた。続いて、ユズを利用したブリの生産をもとに、作成の経緯、肉質改善の効果について、原料の検討、他のブランド魚との違い、生産と販売について講演を受ける。	高知大学農学部農学科 深田陽久

平成 25 年度国産水產物流通促進事業のご紹介

国産水產物流通促進センターでは国の補助を受けて平成 25 年度国産水產物流通促進事業を実施しています。当協会は国産水產物流通促進センターの代表機関です。

・事業概要

水產物は、「水揚げ量の変動が大きい」、「多種類で大小の魚が水揚げされる」、「鮮度劣化が激しい」などの特徴があります。一方、これらを十分に反映した流通が行われておらず、水揚げされた水產物が定量・定質等の実需者ニーズに合わず流通に乗らない、流通しても「食べやすさ」、「鮮度」などが消費者ニーズに合わず十分な量が消費されない、若しくは価値に見合った価格がつかないなど、流通の目詰まりを起こしています。

こうした「国産水產物の流通の目詰まり」を解消すべく、次の各団体を構成者とする国産水產物流通促進センターが下記の各事業を実施します。

国産水產物流通促進センター構成機関：

公益社団法人日本水產資源保護協会、一般社団法人漁業情報サービスセンター、一般社団法人大日本水產会、一般社団法人海洋水產システム協会、公益財團法人水產物安定供給推進機構

・販売ニーズや産地情報等の共有化事業

販売ニーズや産地情報等を収集・共有するためのポータルサイト（HP）を開設します。

・流通の各段階への指導事業

流通の目詰まりの解消に取組もうとしている方に対し、適時に的確なアドバイス等を行う指導員を派遣し、目詰まり解消のため案件毎に助言をします。

・水產物の知識普及及びセミナー・研修

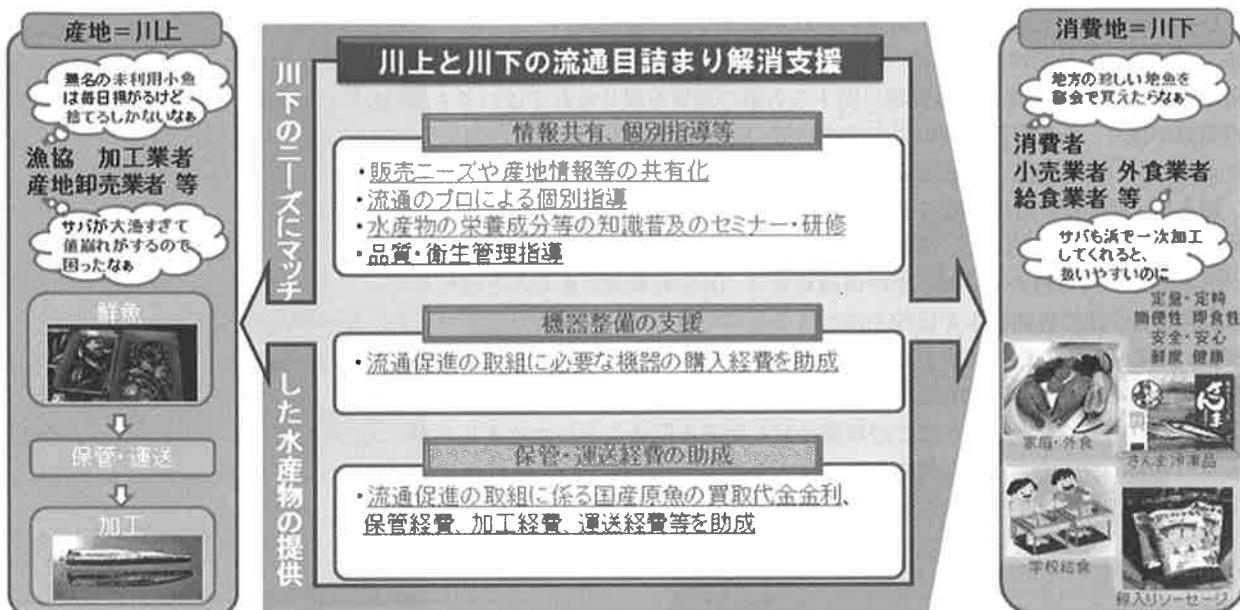
店頭學習会、おさかな學習会、シンポジウム等を開催します。

・品質・衛生管理指導事業

生産段階関係者、市場関係者、流通関係者、加工関係者向けの品質・衛生管理講習会や研修会を開催するとともに、品質・衛生管理の直接指導を行います。

・流通促進取組支援事業

流通の目詰まりを解消し国産水產物の流通を促進するための取組（「目詰まり解消プロジェクト」）を行う方に対して、必要な機器整備等の支援を行います。



●お問い合わせ先

国産水產物流通促進センター

代表機関 公益社団法人日本水産資源保護協会 下村・遠藤

〒 104-0044 中央区明石町 1-1 東和明石ビル

TEL 03-6680-4277 FAX 03-6680-4128

<http://www.fish-jfrca.jp>

社団法人日本水産資源保護協会 「設立趣意書」

漁業生産の恒久的発展の基礎は、水産資源の維持増大にあることは論をまたないところであります。

近時、水産物に対する需要の増大、漁業技術の向上、漁業設備の近代化に伴って、漁場の開発は著しく進展し、わが国は勿論のこと世界の諸国においても沿岸ならびに沖合、遠洋漁業の振興は重要問題として取上げられ、国際間において水産資源の管理と合理的利用について重大なる関心が高まりつつあります。

一方国内では、漁業法の改正、沿岸漁業等振興法案の国会提案を契機として漁場及び水産資源の効率的な利用方途を基礎にして、漁業構造を改善するという画期的施策が講じられつつあります。

ひるがえって、水産資源保護対策の現状をみると、国においては、瀬戸内海栽培漁業センターの設置、漁場造成事業の推進、増養殖技術の開発、さけ・ます資源対策の強化、内水における種苗の放流、漁獲努力に対する規制措置等水産資源の保護培養と維持管理に関する各般の施策を講じられてはいるものの、この対策は資源保護に対する国民の認識が浅く、また資源についての調査研究の困難性等のため、漁業技術の発展に比して著しい立ち後れを見せております。

加えて、近時海岸河川附近において急激に発展しつつある他産業の影響と、し尿の海中投棄等による水質汚濁のため漁場価値の低下を招来し、漁業を近代的産業に育成するための諸施策を進める上に大きな障害となっております。

水産資源の公共性からみて、その保護培養は、国家的事業であることは勿論ですが、たんに国や地方公共団体の努力や、法的規制のみで目的を達しうるものではなく、直接の受益者であるわれわれ漁業関係者自らが関心をたかめ、漁業経営の安定と発展のため資源維持に積極的な努力をはらうことは勿論、国民の財産としての水産資源保護の重要性を広く水産関係各団体によりかけて恒久的な運動にまで進展することが極めて緊急時であると考えます。

国においても、本年度新たにこの事業に対し助成を図ることになりましたが、これを契機としてわれわれ漁業関係者がうって一丸となり、政府等の施策に協力しつつ、水産資源の保護を強力に推進しうる体制を速やかに確立せんとするものであります。

昭和 38 年 4 月

設立発起人代表
社団法人 大日本水産会会長
高 研 達 之 助



● お知らせ ●

「(公社) 日本水産資源保護協会・受託検査について」

当協会では、以下の検査を受託しています。検査の申し込み・詳細は下記までお問い合わせ下さい。

●検査内容 :

- ・コイヘルペスウイルス (KHV) PCR 検査および KHV Nested PCR 検査
- ・コイ科魚類特定疾病検査 : KHV およびコイ春ウイルス血症 (SVC) 対象
- ・ロシア向け輸出水産食品魚病検査 (活魚介類検査)

●検査方法

農林水産省「特定疾病等対策ガイドライン」、国際獣疫事務局 (OIE) 監修の疾病診断マニュアルなどに準拠した方法を用います。検査結果は、英文表記あるいは日英文併記の結果報告書を発行します。

●受託検査に関するお問い合わせ・資料請求

公益社団法人 日本水産資源保護協会 受託検査担当
TEL : 03-6680-4277 FAX : 03-6680-4128
E-mail : kensa-jfrca@mbs.sphere.ne.jp
ホームページ : <http://www.fish-jfrca.jp/>

「会員の窓へのご寄稿について」

日頃の活動、地域の特色や最新情報などを紹介する「会員の窓」は、掲載開始から大好評をいただいているコーナーです。本誌に掲載された記事は、当協会ホームページでもご覧いただけます。皆様の PR 活動の場としてご寄稿お待ちしております。

○ご寄稿方法

- ・掲載は無料（ただし当協会会員団体に限る）
- ・必要書類 : 1,200 字程度の紹介文と写真 3 ~ 5 枚

○ご寄稿に関するお問い合わせ

公益社団法人 日本水産資源保護協会
担当 : 遠藤 進
TEL : 03-6680-4277 FAX : 03-6680-4128
E-mail : en-jfrca@mbs.sphere.ne.jp
ホームページ : <http://www.fish-jfrca.jp/>



有限会社コクヨーが マリン・エコラベル・ジャパンの 流通加工段階認証を取得



十三湖産ヤマトシジミ



市場の風景



十三漁業協同組合市場

有限会社コクヨーがマリン・エコラベル・ジャパンから認証されました。認証された内容は次のとおりです。

対象者 : 有限会社コクヨー

対象者所在地 : 島根県出雲市斐川町荘原 1255

原材料魚種 : ヤマトシジミ (生産段階認証番号 JFRCA23AA)

流通加工段階 : ヤマトシジミの販売、加工品の製造及び販売

認証番号 : J F R C A 2 3 A A A D

認証有効期間 : 2013年6月21日から2016年6月20日



砂抜き処理をして衛生的な環境の中で密封、冷凍



原料の冷凍保管

 会社コクヨー

マリン・エコラベル・ジャパン (MEL ジャパン) は、水産資源と海にやさしい漁業を応援する制度として2007年12月に発足しました。この制度は、資源と生態系の保護に積極的に取り組んでいる漁業を認証し、その製品に水産エコラベルをつけることにより、このような漁業を奨励・促進する制度です。当協会は MEL ジャパンの審査機関です。認証取得についてのお問い合わせは、事業部までお問い合わせください。

さかなの
エピソード

14

魚名の由来
—しび—

坂本一男
おさかな普及センター資料館
博士

『古事記』(712) *の清寧天皇の章の歌垣にある2首に“しび”が登場する。志毘あるいは斯毘と表記されている。また『日本書紀』(720)の武烈天皇のところでは、思寐と鮪が使用され、鮪には茲寐と訓註されている。『万葉集』(790)には鮪の字で2首ある。『出雲国風土記』(713～)の嶋根郡には、志毗が捕れるとある。

武藤文人(2013)は、「日本における鮪のマグロ類への比定の歴史」について詳細に検討し、鮪は元々中国産のチョウザメ類のことであるが、日本では記紀万葉時代には海産大型魚の「しび」を指すようになり、江戸時代に鮪はマグロ類を示すようになったと結論した。

“しび”的語源について、松岡静雄(1937)は、「ビはミの音便で魚介の通称、シは宍の義である。宍状の肉を有する大魚なるが故に名を負うたのであろう」と述べている。獸のような肉を持つ魚ということである。

現在マグロ類は最も人気のある魚の1つであるが、江戸時代の初期には今日ほど好まれていなかったようである。それどころか、三浦淨心『慶長見聞集』(慶長19年[1614])の「東海にて魚貝取盡す事」によれば、「しび」は、味がよくなく、死日と聞こえて不吉だ…などとさえ言っていたという。“まぐろ”的呼称は江戸時代前期に現れたもので、真黒(肉が紅暗なので)からといわれる(人見, 1697)。

ところで、今日最も有名な“マグロ”と言えばクロマグロであるが、その和名が定着したのは新しく、1960年代のことである(岩井他, 1965)。

*『古事記』・『日本書紀』・『風土記』・『万葉集』については次のものを参考にした。山口佳紀・神野志隆光(校注・訳)『古事記』新編日本古典文学全集、小学館(1997)；小島憲之ほか『日本書紀』(1994-98)；植垣節也『風土記』(1997)；佐々木信綱(編)『万葉集』岩波文庫、岩波書店

参考資料

岩井 保・中村 泉・松原喜代松(1965)『マグロ類の分類学的研究』京都大学みさき臨海研究所特別報告第2号, 1-51頁
人見必大(1697)『本朝食鑑』[島田勇雄訳註, 1980, 平凡社]
松岡静雄(1937)『日本古語大辞典』刀江書院
源 順(1934)『倭名類聚鈔』国会図書館 KF 4-37
武藤文人(2013)『日本における鮪のマグロ類への比定の歴史』東海大学紀要海洋学部『海—自然と文化』第10巻第3号, 11-20頁



クロマグロ(三陸東方沖)
【本朝食鑑】の「真黒」は本種か



キハダ(太平洋中・東部海域 体長130cm)
【倭名類聚鈔】の「鮪…一名 黄頬魚」は本種か

(写真提供：独立行政法人 水産総合研究センター)



平成25年8月30日発行

発行——公益社団法人 日本水産資源保護協会

- 連絡先
〒104-0044
東京都中央区明石町1-1
東和明石ビル5F
TEL 03(6680)4277
FAX 03(6680)4128
【振替口座】00120-8-57297

企画・編集——公益社団法人 日本水産資源保護協会
制作——株式会社 生物研究社
印刷——株式会社 東京印刷